

議案第 7 2 号

令和 2 年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 2 年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書を付して議会の認定に付します。

令和 3 年 9 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

令和２年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算等審査意見書

地方自治法第２３３条第２項及び同法第２４１条第５項の規定により、令和２年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算、基金運用状況を審査した結果、その意見は次のとおりである。

１ 審査対象

令和２年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況

２ 審査期日

令和３年７月２６日（月）・２８日（水）・２９日（木）

３ 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

４ 審査の結果

審査に付された決算書類及び基金の運用状況を示す書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、基金の運用状況とも正確で、内容も適正であることを確認した。

５ 決算の概要と総括意見

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額１８７億２，５４４万７，５０８円、歳出総額１８３億２６１万１，２３７円で、歳入歳出差引残額４億２，２８３万６，２７１円である。

なお、本年度は継続費逓次繰越額が１，４９６万１，９４０円、繰越明許費繰越額が１，９２３万３，０００円生じたため、実質収支額は３億８，８６４万１，３３１円となる。

歳入の状況は、収入済額１８７億２，５４４万７，５０８円を前年度と比較すると１３．５５％、金額にして２２億３，５０１万４，９１７円の増であり、調定額１８８億９，６７５万２０２円に対する収入率は、９９．０９％である。

収入済額全体の３５．９９％を占める町税の収納率は９７．５７％で、前年度の９７．５９％より０．０２ポイントの減である。

町税の不納欠損額は９１６万７，５４０円で、前年度と比較すると３２．３２％の増である。今後も、滞納者に対しては、税負担の公平性の確保から適正な滞納処分を行うとともに、滞納者の発生防止に努められたい。

また、収入未済額は１億６，６７９万１，７９０円で、前年度と比較すると２．００％の増である。町税は、町の大きな財源であるため、今後も積極的な納税指導や口座振替の推進、コンビニエンスストアでの納付等納税環境をさらに強化し、収入未済の解消に向け、なお一層の努力を望む。

歳出の状況は、支出済額１８３億２６１万１，２３７円を前年度と比較すると１３．３８％、金額にして２１億５，９９９万５，６２３円の増である。本年度の予算現額に対する執行率は９７．０２％で、翌年度繰越額が１億３，５８９万９，９４０円生じたので、不用額は４億２，５３６万８，８２３円である。

決算額に占める主な科目の割合と事業内容は、民生費が全体の４８．２８％を占め、社会福祉費では特別定額給付金、心身障害者福祉手当、介護給付費・訓練等給付費、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金、児童福祉費では保育園児童運営委託料、町立保育園２園の指定管理者委託料、児童手当等及び医療費給付費が主なものである。

次に総務費が１６．４６％を占め、総務管理費では、給料、職員手当等、共済費の人件費、各基金積立金及び新庁舎建設工事が主なものである。

次に土木費が９．６０％を占め、道路橋りょう費では、道路維持補修等委託料、改修工事及び交通安全施設設置工事、都市計画費では、殿ヶ谷土地区画整理組合助成金、駅西土地区画整理事業特別会計繰出金、下水道事業会計負担金、公園管理委託料及びだれでもトイレ等設置工事が主なものである。

次に、教育費が８．９２％を占め、教育総務費では、羽村・瑞穂地区学校給食組合負担金、会計年度任用職員報酬、小・中学校要保護及び準要保護就学援助費、小学校費及び中学校費では、ＧＩＧＡスクール構想に伴う充電保管庫設置委託料、ＧＩＧＡスクール構想に伴うＬＡＮ整備委託料及び学校施設管理委託料、社会教育費では、郷土資料館指定管理者委託料、耕心館指定管理者委託料、体育施設管理業務及び整備清掃作業委託料が主なものである。

以下、衛生費８．４４％、消防費４．２５％、公債費１．７１％の順である。

以上が決算の概要であるが、本年度の決算は、財源の確保が厳しい財政状況の中、健全財政を維持し、事業の推進にあたっては、合理的かつ効率的な行財政運営が行われたものと認められる。

本年度を振り返ると、瑞穂町にとって節目の１年であった。

まず、町制施行８０周年である。令和２年１１月に、スカイホールにおいて記念式典が執り行われた。来賓２３９人を招待し、功労者の表彰、記念映像の放映などによって、これまでの瑞穂町の歩みを祝し、これからの発展を祈念した。

また、町の取り組みの指針となる各種計画が最終年度を迎えることを受け、新たな計画の策定作業が進められた。特にこれからの町の最上位計画となる第５次長期総合計画においては、将来都市像「すみたいまち つながるまち あたらしいまち ～“そうぞう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ～」が示された。今後は、計画に掲げられた基本目標実現に務めること、そして計画策定に至るまでに行われた住民意識調査や意見公募などによって集約した住民の声などを十分踏まえた町政運営が行われることを期待する。

その中で主な事業を概観していくと、まず図書館改修工事である。昭和４８年に建設され、老朽化の進んだ建物はリニューアルが進められている。令和２年１２月には、建物内にあった事務室機能がスカイホールに一時移転し、臨時図書室が開かれ、図書館現地での本格的な工事も始まった。令和４年３月のオープンに向けて円滑に事業が進み、町民に親しまれる生涯学習の場となることを望む。

都市計画については、平成１２年に策定され、これまでまちづくりの指針となってきた都市計画マスタープランが令和３年３月に改定された。前回の改定以降、瑞穂町では人口減少に転じ、圏央道開通による産業の集積化が進むとともに、多摩都市モノレール延伸事業が東京都にて予算化されるなど、取り巻く環境は大きく変化している。本プランが目標とする「新たな流れを創出する都市 瑞穂 ～未来都市構想～」の実現に向けて、賑わいと安心・安全、自然環境の調和を図る取り組みに期待したい。

新型コロナウイルス関連では、時間的余裕のない中で前例のない事業を推進していく苦労が伺えた。全町民への特別定額給付金の給付や３０％のプレミアムを上乗せしたみずほ応援商品券の発行は、コロナ禍で疲弊した地域経済を下支えした。一方で、感染収束に向けてワクチン接種事業の準備が進められ、また、感染拡大によるＩＣＴ化の機運の高まりを受け、児童・生徒全員へタブレット型パソコンの配付が行われるなど、新たな時代に向けた取り組みも積極的に行われてきた。感染が無事に収束し、アフターコロナにおいて今般の取り組みが花開くことを願う。

令和３年３月には、町公式キャラクターの『みずほまる』が誕生した。小・中学生議会での児童のアイデアを、町の事業として具現化したことは評価し

たい。今後、子どもたちをはじめ、町民や町外の方からも愛される存在となり、活躍してくれることを願う。

最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率に関する資料提出を7月21日に受けたため、7月29日の決算審査終了後、健全化判断比率とその算定基礎事項について審査をした結果、各指標の算出基礎資料は適正に作成され、算出過程にも誤りがなく、全ての指標を分析した結果、健全な財政運営が行われたものと認められる。

今後も、社会経済情勢や行政需要の変化へ対応することが望まれる。また、公共施設管理運営は、計画的な観点による管理運営を求める。

引き続き町民の期待と信頼に応えられる健全な行財政運営の推進を望む。

令和3年8月12日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 榎 本 義 輝